

# NTT 接続約款がTTCを正式に引用 スペクトル管理標準に揺れる ADSL 業界 ②

本誌編集長 倉園佳三

前号では、ビー・ピー・テクノロジーが情報通信技術委員会(TTC)に提出した動議の内容を中心にお伝えした。その後、TTCは日本のスペクトル管理標準である『JJ-100.01』の正当性を表明し、ビー・ピー・テクノロジーが小畑至弘氏に対して起こした訴訟の第一回口頭弁論も開催された。さらに、NTT東西はTTCを標準とする接続約款変更の認可申請を行った。今回はこれら一連の動きをレポートするとともに、それぞれがどのように関連するのかを考えてみたい。

## 9月17日：TTCが公式コメント発表

TTCに提出した動議や、同社が行った記者会見、また本誌の取材においても、ビー・ピー・テクノロジーは一貫してJJ-100.01とその制定にあたった4-6-5委員会の不当性を主張してきた。国際標準から大きくかけ離れ、中立性と透明性に欠けた議論がなされているというものだ。これに対して、TTCは9月17日に『TTC標準JJ-100.01(略称スペクトル管理標準)について』と題する公式発表を行った。その要点をまとめてみる。

TTCは、通信回線提供事業者、製造業者、付加価値通信提供事業者、研究機関など

100社を超える企業および団体によって構成されている。会員はそれぞれが属する企業、機関から離れ、民主的かつ透明な手続に基づいて標準の作成を進めている。

JJ-100.01の素案は競争関係にある通信事業者や製造業者が参加する4-6-5委員会で作成され、標準化会議の総意で決定された。TTC標準として作成の過程、手続、決定方法、有効性にまったく問題ないことを表明する。

スペクトル管理標準の動向に対する注目が大きくなったことから、議事録を公開することを決定し、その準備を行っていた。しかし、一部会員がこれらの会議の原則に反する行動を取ったため、事務局は当該会員に警告を発した。これから公開される予定の議事録がTTCとして正式なものである。

一般的にITUやISOなどの国際的な標準化団体やT1などの国内標準化団体へはいつでも製造業者や通信事業者が参加している。その議事進行は、各社の利益から独立して自主的に進められており、TTCも同様。TTCは今後も中立性公共性を確保するために引き続き努力をしていく。

とビー・ピー・テクノロジーによる動議や本誌の取材でも主張された「競合する事業者による会議体にもかかわらず、中立的な立場の学識経験者が不在。中立性と透明性に欠ける」に対しての反論ととれる。

は同じ動議にあった「JJ-100.01が国際標準から大きくかけ離れており、廃止されるべきである」を否定するものだ。の「一部会員がこれらの会議の原則に反する行動を取ったため」と「これから公開される予定の議事録がTTCとして正式なものである」については、ビー・ピー・テクノロジーが8月30日に行った記者説明会に対するものと予想される。この日、同社社長の孫正義氏は「JJ-100.01の草案がいったん白紙状態になった」と発表した。この時点でTTCが「議事録公開の準備」をしていたとすれば、孫氏はそれを待たずに進行中の議論を公開したことになる。事務局はこの行動に対して「警告を発した」と推測される。また、10月20日現在、JJ-100.01が白紙撤回された事実はない。この点を強調するために「これから公開される予定の議事録がTTCとして正式なものである」としたのではないだろうか。

8月19日の動議提出、そして8月30日の記者説明会。ビー・ピー・テクノロジーはTTCに対して勝利宣言ともとれるパフォーマンス



小畑至弘氏(右から3人目)と弁護団。文中の城山康文氏は右から2人目。



ビー・ピー・テクノロジー社長、孫正義氏。10月1日の記者会見にて。

スを展開してきた。しかし、9月17日のTTCの公式発表はそれらを真っ向から否定するものとなったのである。

10月1日：第1回口頭弁論開催

10月1日、ピー・ピー・テクノロジーが、イー・アクセスの最高技術責任者(CTO)であり、TTC 4-6-5委員会のリーダーでもある小畑至弘氏に対して起こした民事訴訟の第一回口頭弁論が開催された。訴状では小畑氏が2つの不法行為を行ったとしている。

1つは、昨年9月4日にJJ-100.01を発表するためにTTCが公式に招集した記者説明会においての発言である。ここで小畑氏はピー・ピー・テクノロジーの提供するAnnex Aに言及し「日本では信号の減衰が激しく、利用者に十分な通信速度を提供できない」と虚偽の事実を摘示し、この発言はその日のうちに広く流布されたとしている。また、誤用を避けるよう指摘されている注意を故意に削除したうえで、Annex Aに関するTTCのシミュレーション結果をイー・アクセスのホームページに公開し、虚偽の情報を流布させたというものだ。もう1つは、ピー・ピー・テクノロジーが提供する12M ADSLの方式であるAnnex A.ex(以下A.ex)についての営業妨害である。今年の7月12日に開催された技術説明会などで、小畑氏はTTC 4-6-5委員会のリーダーとしての地位を利用してA.exに対して根拠なく攻撃をし、その内容を記者たちにリークしたとしている。

訴状では、これら2つの不法行為によって



9月17日のTTC公式発表。 [www.ttc.or.jp](http://www.ttc.or.jp)

ピー・ピー・テクノロジーは106億9,740万円の損害をこうむったとしており、その一部である3億円の請求と、営業妨害行為の差し止めを求めている。

これに対して、第1回口頭弁論で被告側は33ページの答弁書を提出し、小畑氏自身による以下の主旨の意見陳述が行われた。

原告が問題としている私(小畑氏)の行為がTTCの職務として行われたにもかかわらず、TTCではなく個人を被告に選んだ。個人に対して3億円の損害賠償を請求するのは賠償が目的ではなく、私や他の委員に圧力をかけTTCでの議論を自社に有利に進めるために違いない。

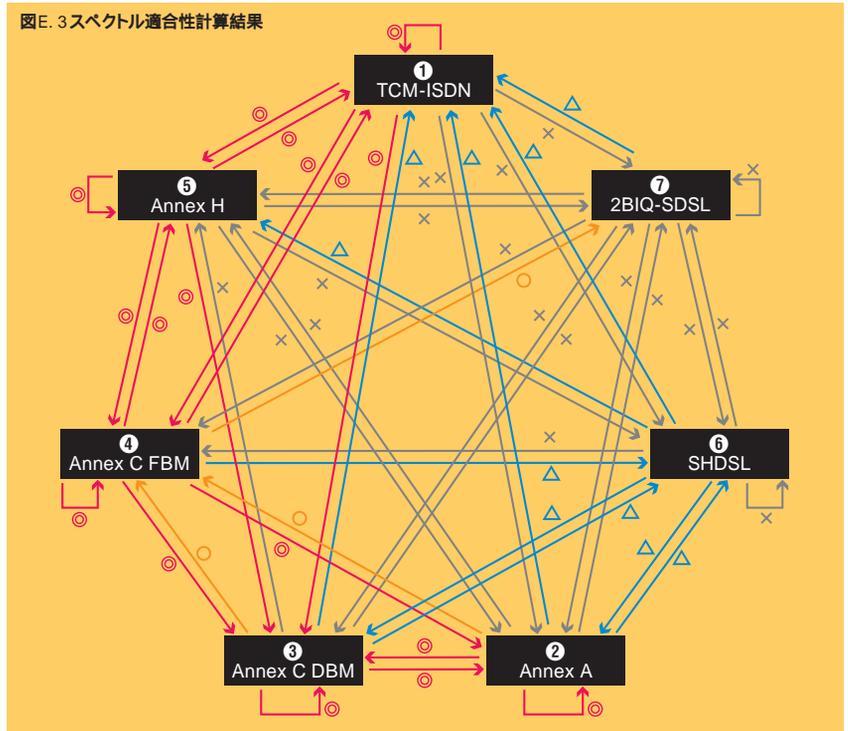
Annex AがISDNからの干渉に弱く、通信速度に影響が出る可能性があること、A.ex

が他社のADSLサービスに悪影響を与える可能性があることは実験や数値計算によって立証された公知の事実である。

ヤフーBBの加入者数が計画どおりに伸びないこと、ソフトバンクとヤフーの株価が下落した原因はヤフーBB自体にあり、私のせいではない。

答弁書では全面的に訴えの却下と請求の棄却を求めているが、特に注目すべき点が2つある。まず、「本案前の答弁」である。本件の訴訟は原告の請求に理由があるか否かを審議するまでもなく、不当な目的に基づいた訴権の乱用であり、裁判所は訴えを却下すべきと主張している。その具体的な内容に関しては後述する。

次に、「本案に関する被告の主張」である。



出所: JJ-100.01 P104

表E.1 図中の記号の判定基準(Annex A, Annex CはG.922.1を想定)

記号	Annex A, C(DBM, FBM)下り Annex H, SHDSL, 2BIQ SDSL上り, 下り	TCM-ISDN
	を満たし、4kmで512kbit/s以上	4kmで26.46dB以上
	を満たし、3kmで1Mbit/s以上	3kmで26.46dB以上
	2kmで1.5Mbit/s以上	2kmで26.46dB以上
x	2kmで1.5Mbit/s未満	2kmで26.46dB未満

出所: JJ-100.01 P104

ここでは、Annex AはAnnex Cと比較してISDNの干渉を受けやすい点、さらにフルオーバーラップ方式のAnnex Aが他のADSL通信に対して干渉を与える可能性がある点、この2つがいずれも真実であると主張しているのである。本誌91ページの図は答弁書の中でその根拠として挙げられたものの1つだ(JJ-100.01の104ページ)。「これによれば、“TCM-ISDN”から“Annex A”への矢印に×が付されている。これは、ISDNからアネックスA規格への干渉が大きいことを示している(答弁書31ページより引用)。

被告側の主任弁護士である城山康文氏は「本件が不正競争防止法違反を主張されている事件であるかぎり、虚偽の告知を行ったか否か、つまり、これらについての技術論争が本件の重要な争点であると位置付けている」としながらも、「ただし、今回のピー・ピー・テクノロジーの請求は不正競争防止法を中心に据えているため、まず、原告と被告の間に競争関係があるか否かが法律上の要件になる。我々の主張では、小畑氏個人とピー・ピー・テクノロジーという会社の間には競争関係はない。そこで請求が棄却されるならば、技術論争をするまでもない」との見解を述べた。

では、もし技術論争になった場合、答弁書でも引用されたTTCまたはJJ-100.01自体の正当性が法廷の場で議論されることになるのだろうか。本誌の質問に対して、城山弁護士は「TTCの位置付けについては直接の争点にはならないだろう。ただし、JJ-100.01について言及している計算結果が真実であるかどうかは、小畑氏の発言が虚偽であるか否かとの関係で問題になり得ると考えている」と答えた。

### 10月17日：接続約款変更の認可申請

「本案前の答弁」に以下のような記述がある。「SWG 4-6-5は、平成14年8月29日に開かれるWG 4-6の会議に本件TTC標準第2.0版の案を提出し、その承認を受けて、9月初旬に開かれる第四部門委員会の会議でさらに承認を受ける予定となっていた。そうす

ると、その後、正式に標準化会議の投票にかけられ、11月下旬ころには、本件TTC標準第2.0版が正式に採択される見込みだったのである。他方で、NTT東日本及びNTT西日本の約款も同時に改定され、本件TTC標準に記載された方式のADSLがその条件に従って接続を認められることとなるはずであった(答弁書23ページより引用)。

実際にはピー・ピー・テクノロジーの動議以降、改訂作業はストップし、2.0版の策定は大幅に遅れている。しかし、「同時に改訂される」ことが予定されていたNTTの接続約款は、2.0版の制定を待たずにその変更の認可申請が行われることになった。

10月17日、NTT東西は総務大臣に対して「DSL回線の収容条件等に関する接続約款変更の認可申請」を行うと発表した。ここで重要な点は、NTTがはじめてTTCのJJ-100.01を正式に「スペクトル管理標準」と認め、これを接続約款に反映させたことである。もし、この申請が認可されれば、JJ-100.01は総務大臣のお墨付きを得るだけでなく、以降、NTTはJJ-100.01にのっとって収容制限などの条件を設けたり、場合によっては標準外の規格について接続を拒否したりできるようになるのである。今回、発表された申請の「接続約款の見直し内容」にもこのことは反映されている。

まず、JJ-100.01の「5.1 標準システムの定義」では、標準システムを以下の2つのグループに分類している。

第1グループ：ケーブル内の収容に特段の条件を設けない。音声帯サービス、ISDN、ADSLが含まれる。

第2グループ：音声帯サービスを除く第1グループのシステムを同一カッドに収容しない。限界線路長を超える線路で使用しない。SDSL(2B1Q方式)、SHDSL、SSDSLが含まれる。

変更後の接続約款のグループ分けも完全にこれに沿ったものとなり、第2グループには制約条件と新たな接続料金が適用されることになった(下表)。

ここで一度、整理をしておかなくてはならないのが、JJ-100.01の1.0版と改訂2.0版の違いである。そもそも、スペクトル管理標準においては、サービスを提供したい企業が自らの規格をTTCに提出し、スペクトル適合性の確認を仰ぐことでグループ分けなどが決まるのが通常の流れである。一般に使われることのない規格を議論してもあまり意味がないからである。実際に2001年の11月に制定された1.0版ではオーバーラップ方式のものは規定されていない。

前号でソフトバンクが「TTCではG.992.1がITUとは違う形で定義されている」もしくは、「Annex AのフルオーバーラップであるA.exはITUで定められたAnnex Aそのものだ」と認識している。だから仕様提出の必要はない」と主張しているのも、この点を指摘

### ①「2G」回線の接続料金

(回線あたり月額)

		「2G」料金(新規料金)	「1G」料金(従前どおり)
電話重畳あり	他事業者様スプリッタ使用	929円	30円
	当社スプリッタ使用	1,146円	247円
電話重畳なし		2,689円	1,790円

別途、DSL回線管理運営費143円/回線・月、126円/請求書が必要。

### ②「2G」回線の手続き費

(回線あたり)

DSL回線収容状況調査費	「2G」回線の申し込みにおいて、カッドの収容状況調査に要する費用	915円
DSL回線線路長調査費	線路長制限が必要な「2G」回線の申し込みにおいて、線路長の調査に要する費用	1,099円

出所：①、②ともに、平成14年10月17日NTT東西発表のリリースより

したものと予想される。確かにITUではAnnex Aのノンオーバーラップとオーバーラップの両方が規定されている。しかし、1.0版ではスペクトル管理標準上、当時オーバーラップを利用する企業がないことからそれが規定されていなかったのである。

しかしその後、パラダイン社の「リーチDSL」やグローブスパン・ピラータ社の「C.x」が日本に入ってくる。これらの規格はいずれも1.0版では規定されていなかったために、改訂の必要が生じ、2.0版として今年11月下旬に採択される予定だったのである。小畑氏の答弁書によれば、これらの新規格は2.0版で第1グループに分類される予定だったとのことだ。しかし、2.0版が制定されていない現在、つまり、1.0版においてはC.xは「その他のグループ」となっている。では、変更後の接続約款での扱いはどうなるだろうか。NTTは次のように回答している。

「JJ-100.01の第1、第2グループに属さないものは「未確定」の伝送方式となる。この場合、まず、事業者自らがJJ-100.01の考え方にのっとってどちらのグループになるかを判断して申請していただく。仮設定ということで運用し、TTCで改版が行われるなどしてグループ分けが決まれば、それに従っていただく。申請が第1グループでもその後TTCで第2グループに属すると決まれば、その時点から制約条件を設け始める」

もちろん、C.xもA.exも現時点では「未確定」の規格である。ピー・ピー・テクノロジーがTTCに動議を提出した当初、「TTCの標準には法的な拘束力はない」などと言われたが、NTTの接続約款が同標準と完全にリンクすれば話は別である。接続約款改訂後の「2G」の高額な料金をみればわかるとおり、2.0版で第2グループに分類された規格では3,000円を切る料金でのサービス提供は不可能になる。まさに企業にとっては死活問題なのである。

#### 10月1日：孫社長の会見

もう一度、小畑氏の「本案前の答弁」に戻ろう。この中で2.0版における各社の12Mサ

ービスがどのように分類されようとしたかが記されている。C.xのアカ以外はノンオーバーラップ方式を採用し、第1グループに分類された。アカはパーシャル(部分的)・オーバーラップ方式を採用したが、干渉の度合いが許容範囲内であることが確認された。一方、ピー・ピー・テクノロジーはこの間、Annex A.exの仕様を4-6-5委員会に提出していないとしている。これについては、前号の本誌取材でもソフトバンクは「ITUでもAnnex A規格にもともとフルオーバーラップが含まれている。改めて仕様を提出する必要はない」と答えていることを見ても間違いはないだろう。

しかし、「本案前の答弁」によれば、「平成14年7月17日の電子メールにより、初めてヤフー12Mがフル・オーバーラップ方式のAnnex A規格であることを明らかにした(答弁書22ページより引用)」という。その後、住友電工とNECの2社がフルオーバーラップ方式のAnnex A規格のスペクトル適合性を計算したが、「Annex A.exは第1グループの標準システムとスペクトル適合性がないと判断される(同22ページより引用)」と記載されたというのだ。この結果がなにを意味するかはNTTの接続約款との関連で述べたとおりである。

これまで引用してきた内容も含め、すべての真偽については法廷の判決を待たずに断言できるものではない。この記事を公平な立場で執筆したいとの思いから、答弁書に対するソフトバンクの見解を求めたが、「すべては法廷で争う。コメントはできない」との回答だった。そこで最後に、10月1日、口頭弁論と同日に行われたピー・ピー・テクノロジーの「Yahoo! BBトリオモデム12M」に関する記者会見での孫氏の発言を引用する。また、このとき孫氏は答弁書の内容を確認していないことを付け加えておきたい。

「小畑氏は我々がAnnex Aのサービスを開始したとき、日本では2.5kmを過ぎたところで事実上、ISDNの影響を受けて使えないとあちこちで何度となく言った。多くの雑誌や新聞がこの発言を報道した。それによって我々は大変な迷惑を受けた。実際に我々

の100万ユーザーの中で、ヤフーBBのサービスが2.5kmを超えるとスピードが落ちるとか、ISDNの影響で極端に速度が悪くなるなどの事例が上がったか。ほとんどそのような報告はされていない。いったい、あのAnnex Aは日本では使えないという論議はどこに行ったのか。

12Mについてもまったく同じだ。我々の12Mのユーザーはもうじき20万人になる。おそらく、1年たてばあの論議はなんだったということになるはずだ。2回目の繰り返しだ。それは我々が多くのユーザーで実証して見ればわかること。実証する前の段階で、極端なあり得ないシミュレーションを使って技術革新の足を引っ張るのは非常に困る。もし、我々がAnnex Aは日本では使えないという論議をそのまま鵜呑みにし、今回の12Mで議論されているようにTTCがそれを使わせないというようなことが起きていたらどうなっていたか考えてほしい。当時、我々以外はAnnex Cで1.5Mしか出せなかった。我々がAnnex Aで8Mというチャレンジをしなかったら、日本のブロードバンドはいまだに1.5Mが主流だったかもしれない。今回の12Mも我々がいち早くそれに取り組んだことが業界の技術の進歩に寄与していると思う。

一方、我々があたかも無法者であるのごとく、報道されるということにも大変迷惑している。我々もメンバーとしてTTCの議論に積極的に関与しているし、そもそも、我々はITUの世界標準を尊重しながらやっている。無法的な事業者ではない。裁判沙汰ではなく、あくまでも純粋に、肅々とユーザーに対してサービスを提供していきたいと望んでいるだけだ。TTCが正式にTTCとしての立場で我々の規格がおかしいと言うならば、TTCも訴訟の相手になり得る。小畑氏はサブワーキンググループのリーダーという立場を利用して我々の規格が2.5kmを過ぎたら使えないように制限しようとした。単に言うだけならまだしも、制限するようなドラフトを用意していた。それで怒らなかつたら事業経営者として、ユーザーに対して無責任なことになる」



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)